

令和3年度事業計画

第1 はじめに

当事業団は、平成24年3月末に京都府より公益財団法人の認定を受けて、「公益財団法人」としての節目となる10年目を迎える年になります。

この間、公園施設の管理を八幡市から任せていただき、サービス業としての信頼度を高めた管理運営と経営基盤の強化、安定感のある法人経営に取り組んでまいりました。

また、令和3年度においては、新たに八幡市から5年間の指定管理者の指定を受け、スタートを切る初年度でもあります。これまでの施設管理のノウハウを生かし、改めて安心安全の確保、利用者の満足度を高められるようサービスの向上に努めてまいります。そのため、これまで以上に公益目的事業の理念(不特定かつ多数の者の利益の増資に寄与すること)を踏まえ、八幡市をはじめ、関係団体や地域等との連携を密にしながら、八幡市内の都市公園等の管理運営、市民スポーツ振興事業の充実に取り組むとともに、スポーツ施設の管理運営、利用者への安心安全の確保、親しみやすい環境づくりに取り組み、引き続き八幡市が進める健幸都市づくりに寄与してまいります。

今日、当事業団を取り巻く環境は、設立当初や公益財団法人への移行時とは大きく変わっております。一昨年から発生した新型コロナウイルスの感染拡大防止において、当事業団におきましても施設の臨時休園・休館などを行い、施設利用者数を制限し、3密(密閉、密集、密接)の回避やマスクの着用、手洗いの励行、施設内に消毒液の設置などの対策を取ってまいりました。新型コロナウイルスの感染終息はまだ見えませんが、利用者の皆様の御理解、御協力を得ながら引き続き管理運営に努めます。

第2 令和3年度に実施する事業

この度、当事業団として公募施設である4施設(市民スポーツ公園、市民体育館、男山レクリエーションセンター及び子供動物園)と、非公募施設として上記4施設以外の190施設を、新たに5年間八幡市内の都市公園等の指定管理者としての指定を受けることができました。これら施設の管理に当たり、市民の皆様が安心して御利用いただけるよう良好な環境の維持に引き続き万全を期します。

1 公益目的事業

(1) 公園をはじめ受託施設の管理

継続して効率的な都市公園等の管理運営を行うとともに、各種スポーツ事業や体育施設の利用を通じて、市民の皆様が広くスポーツに親しみ、健康で活力に満ちた生活の実現を図るための諸事業を、公益認定を受けた事業趣旨に則り実施いたします。

ア 安心安全の取組み

(ア) 防災対策

- a 河川敷公園において、増水を想定して出水期前に国土交通省指導のもと、木津川及び淀川水系2河川の河川敷公園内設備の撤去訓練を引き続き実施します。
- b 八幡市消防署の協力を得て、八幡市民体育館及び男山レクリエーションセンターにおいて通報訓練及び消火訓練を実施します。

(イ) 安心安全対策

- a 公園の的確な管理
 - (a) 病虫害防除や施肥、除草等、樹木の剪定等は最も適切な時期や方法を選び的確に行います。
 - (b) 公園の地元自治会その他関係団体に、当事業団の担当窓口の周知を図り、要望、苦情などを直接受けることによる迅速な対応に引き続き務めます。
 - (c) 公園内の園路、出入口、案内看板などの施設整備に努めます。
 - (d) 安心して御利用いただけるよう、日常点検と適切な巡視を継続して行います。

(e) この間の課題である防犯カメラの設置を引き続き研究します。

b 公園施設の安全管理

- (a) 公園の管理作業時に施設の点検を適宜実施し、安全の保持に努めます。
- (b) 利用者の安全に資するため、当事業団において遊具の修繕等を行っており、令和3年度におきましても引き続き、安心安全に御利用いただけるよう遊具の点検を実施します。
- (c) ブランコなどの遊具に、落下時の衝撃を緩和する緩衝マットを敷設するなど、遊具の安全対策に努めます。
- (d) 遊具など不具合により使用禁止にした場合は、補修が終わるまでの対応などについて随時周知を図ります。

c 利用者の安全確保

- (a) 有料施設の利用交代時に、異常の有無などの確認を行い、利用者の安全を図ります。
- (b) 熱中症などの発症が懸念される場合は、園内放送、掲示、口頭などにより注意を促し、発症の未然防止を図ります。
- (c) 利用者も参加できる AED 講習会を引き続き実施し、AED の配置先、AED の操作の方法の周知を図ります。

(ウ) 環境対策と緑化の推進

- a 公園などの管理作業により発生する剪定枝、伐採樹木などについては、引き続き可能な限り再利用し、ごみの減量化、環境保全に努めます。
- b 市民スポーツ公園において、市民の皆様や施設利用者に御協力いただき花木の植栽を進め、魅力溢れる公園づくりに努めます。
- c 省エネなどを目的に、市民体育館及び男山レクリエーションセンターにおいて、グリーンカーテンづくりを進めます。
- d 緑化を進める活動として、寄せ植えなどの講習会を実施します。

(2) スポーツ振興の取組み

市民が気軽に参加できる事業に取り組み、スポーツの振興、市民の健康づくりに寄与します。

ア 講習会の開催

八幡市などと連携して、公園に設置した健康器具の活用とノルディックウォーキングを併せた講習会を実施します。令和2年度は、市民スポーツ公園においてウォーキング教室を開催し18名の参加をいただきました。

イ スポーツを楽しむ日の開催

市民体育館において、引き続き御家族やお友達同士で楽しんでいただける「スポーツを楽しむ日」を引き続き計画をしています。令和2年度は、「スポーツを楽しむ日」に動かなくなったおもちゃの修理をする「おもちゃの病院」の開設なども新たに実施し好評をいただきました。

スポーツでは、卓球、バドミントン、ソフトテニス、バレーボールなどを、健康面では体幹・バランストレーニング体験、トレーニングルームの無料開放に加え、八幡市健康推進課などの御協力による体組成の測定会を実施、94名の参加をいただきました。

令和3年度は、これらの実施結果を生かしてさらに皆様に喜んでいただける計画を実施いたします。

ウ 一般開放日の実施

くすのき近隣公園、さつき近隣公園(8月除く)、馬場市民公園の各グラウンドを、市民が無料で利用できるよう、引き続き毎月第2土曜日に施設を開放します。

エ 公益を目的にしたスポーツ教室の開催

年間4期(春、夏、秋、冬)に分けて、次のスポーツ教室を市民スポーツ公園(市民体育館)では延べ約177回、男山レクリエーションセンターでは延べ約110回を開催します。(詳細は別添のとおり)

(ア) シニア向け

- a 柔軟性や筋力の向上に役立つシニアスポーツクラブを開催します。
(主な内容) ゴムチューブなどを使うトレーニング、ウォーキングなどの有酸素運動など
- b 女性を対象にしたシェイプアップ教室を開催します。
(主な内容) トレーニングマシンを使うトレーニング、有酸素運動など

(イ) 幼児、小学生向け

a 幼児を対象に、サッカー教室(キッズ、ジュニア)を開催します。

b 幼児、小学生を対象に、動物ふれあい広場を開催します。

(主な内容) 定期でウサギやモルモットにふれあえる広場を開催します。10月は、ウサギ、モルモットの他、ミニチュアホースにもふれあえる広場に加えて、エサやり体験も含めて開催します。

また、動物園でのみの開催にとらわれず、保育園等に出向く移動動物園についても、開催できるよう検討します。

オ 施設の特性を活かした事業

市民体育館において、紙飛行機の滞空時間や距離を競う事業、音響を活かしたミニコンサートなどについても、開催できるよう検討します。

カ 八幡市などの事業への協力

八幡市などが主催する障がい者スポーツ大会の開催に積極的に協力します。また、市民マラソン大会は実行委員会の委員とし、大会運営に協力すると同時に、施設の安全対策に努めます。

キ 施設の貸与

八幡市が主催する事業、八幡市が委託、補助する事業については、施設年間調整を引き続き行い施設の貸与を優先します。

ク 情報の発信

ホームページ、広報紙(事業団だより)、案内チラシなどにより、市民体育館、男山レクリエーションセンターをはじめ管理運営を受託している施設の概要、運営状況、実施する事業などの情報発信をします。

2 収益目的事業

(1) 公園施設の運営

当事業団にあつては、施設の利用料が主要な収入源の一つであり、施設の稼働率が上がるよう、引き続き利用促進に努めます。

(2) 事業団の自主的なスポーツ教室の開催（自主事業）

年間4期(春、夏、秋、冬)に分けて、エアロビクス、ヨガなどのスポーツ教室を、市民スポーツ公園(市民体育館)では8種目延べ約459回、男山レクリエーションセンターでは8種目延べ約260回、開催します。
(詳細は別添のとおり)

(3) トレーニングルームの運営

一般利用者であっても、要望があれば指導士の資格を持つ職員の指導を行います。また、利用増に向けた取り組みとして、ストレッチや機器の利用方法を動画により学べるモニターを設置するとともに、専門トレーナーを試験的に配置できるよう研究します。

(4) 利用者の利便に供する取組み

ア 自動販売機による飲料水などの販売、スポーツ用具などの貸出しにより、引き続き利用者の利便向上に努めます。

イ 広告掲出の営業活動を行い、収益の確保を図ります。